

## 地域公共交通確保維持改善事業実施要領等の改正について（概要）

平成 25 年 1 1 月

総合政策局交通支援課

### 1. 趣旨

地域公共交通確保維持改善事業においては、地域が自ら評価・分析した事業の実施状況に関する評価（一次評価）について、地方運輸局等に設置した第三者委員会がチェック（二次評価）した上で、評価結果を後年度の事業に反映していくという「事業評価」の仕組みを設けている。

この事業評価制度をより効果的・効率的なものとするため、平成 25 年 1 月、第三者委員会に参画している学識経験者等からなる「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価のあり方検討会」を設置し、同年 10 月までに計 5 回の検討会を開催し、議論を進めてきたところである。

今般、同検討会における議論が取りまとめられたことから、取りまとめ結果を事業評価制度に反映させるべく、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（以下「要領」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目（以下「細目」という。）について改正を行うものである。

### 2. 改正概要

#### 【要領】

#### ○一次評価・二次評価共通

##### ・評価実施時期の見直し（6.（1）①、②イ. 関連）

バス交通における確保維持事業の例では、X 年度の評価結果を X + 1 年度の事業に反映させるため、X 年度中に 6 ヶ月程度の実績を元に評価を実施していたが、これでは事業年度全体を通した評価が不可能であることから、X 年度終了後に評価を実施するように見直しを実施する。あわせて評価の実施月も変更する。

#### ○二次評価関連

##### ・実施対象の見直し（6.（1）②ア. 関連）

事業（補助メニュー）の性質に応じ、第三者委員によるチェックが必須ではないと考えられる一部の事業について、二次評価の実施対象から除外する。

##### ・複数年度評価の導入（6.（1）②ウ. 関連）

長期的観点に立った評価を可能とするため、従来の単年度ごとの評価を改め、一部事業について、複数年度評価を導入する。

#### ○その他

##### ・経過措置（附則 2. 関連）

事業実施時期の見直しに伴う経過措置を規定

#### 【細目】

##### ・評価様式及び提出書類の見直し等

### 3. 施行期日

平成 25 年 1 1 月 29 日